

社会福祉法人 嶺南福祉事業会 役員・委員等 報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人嶺南福祉事業会定款第8条及び第21条の規程に基づき、当法人の役員（評議員及び理事及び監事）並びに評議員選任・解任委員に支給する報酬等に関する事項を定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事及び監事をいう。
2 本規程でいう委員とは、評議員選任・解任委員をいう。
3 本規程でいう委員会とは、評議員選任・解任委員会をいう。

(対象)

第3条 役員及び委員には、この規程の定める範囲内で報酬等を支給することができる。

(会議にかかる報酬)

第4条 役員、委員が理事会、評議員会、委員会等の会議に出席した場合には、別表1及び2により支給することができる。

(その他業務にかかる報酬)

第5条 役員が以下に該当する場合、実費弁償費を支給する。交通費は別表2による。
2 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において法人にかかる業務にあたった場合。
3 理事長以外の役員が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合。
4 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員に対する報酬等の支給は、会議当日に現金支給とする。

(改正)

第7条 本規程を改正するときは、評議員会の承認を経なければならない。

附 則 この規程は、2017年4月1日より適用する。

別表1

1日当たり	5,000円
-------	--------

別表2

交通機関の利用	実費を目安に決定
自家用車等の利用	20円/1kmとして計算した金額を目安に決定